

マイナポイントの申し込み期限は9月末まで延長になりました

マイナポイントに関する問い合わせ

問 マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178 ※ダイヤル後、5番を選択してください。

マイナンバーカードに関する問い合わせ

問 マイナンバーカードコールセンター
☎0120-925-658 (4月28日(金)まで)
☎0120-182-672 (5月1日(月)から)

令和5年2月末までにカードの申請をした人が対象です。

予約・申し込み方法

▽スマートフォンによる手続き
申し込み方法はこちら⇒



▽申し込み端末のある「マイナポイント手続きスポット」
(郵便局、コンビニ、携帯ショップ、市役所など)

マイナポイント手続きスポットはこちら⇒



準備するもの

▽マイナンバーカード

マイナンバーカード受取時に設定した暗証番号(数字4桁)

▽キャッシュレス決済サービス(決済サービスID・セキュリティコード)

※キャッシュレス決済サービスは、ポイントを付与するために必要です。(WAON、PayPay、Littaなど)

対象となるキャッシュレス決済サービス検索
はこちら⇒



▽通帳など口座情報がわかるもの(公金受取口座の登録をする人のみ)

混雑緩和へのご協力をお願い

市役所でのマイナポイントの設定支援窓口は大変混雑します。市役所以外の「手続きスポット」や出張申請サポート会場も活用してください。



お 40歳以上の国民健康保険被保険者はさらにお得に! おおさか健活マイレージ「アスマイル」

問 保険課

☎06-6992-1545

問 おおさか健活マイレージアスマイル事務局

☎06-6131-5804

おおさか健活マイレージ「アスマイル」は、府民の健康づくりをサポートするアプリです。

朝食を食べる、歩く、歯を磨く、けんしんを受けるなどの毎日の健康活動でポイントが貯まり、貯まったポイントで飲み物や電子マネーなどが抽選で当たります。

府から付与されるポイントに加え、40歳以上の守口市国民健康保険被保険者を対象に、電子マネーなどと交換することができる市町村ポイントが付与されます。

市民保健センターで実施する特定健康診査を受診すると、府の国保ポイントに加え、2,000円分の市町村ポイント、歯科健康診査を受診すると、1,000円分の市町村ポイントが必ずもらえます。令和5年度の特定健康診査および歯科健康診査のポイントの付与期間は令和6年2月上旬までです。

また、右表の歩数を達成すると翌日に10ポイントのウォーキングポイント(市町村ポイント)がもらえます。令和5年度のウォーキングポイントは、令和5年4月1日～令和6年2月19日で右表の歩数を達成した日に応じて

付与されます。
なお、令和5年度中に付与された市町村ポイントは令和6年2月20日限りで失効します。

詳しくはアスマイル公式ホームページをご覧ください。市町村ポイントについては保険課まで問い合わせください。

時 9:00～17:00(土・日・祝日・12月29日～1月3日除く)

☎06-6452-5266



守口市ウォーキングポイント達成条件

	男性	女性
65歳以上	6,000歩/日	6,000歩/日
40～65歳未満	8,000歩/日	6,500歩/日

マイナポイントはスマートフォンで申し込みができます

●申し込み前に準備するもの



マイナンバーカード



数字4桁のパスワード



決済サービスID/
セキュリティコード

「マイナポイントアプリ」をダウンロード



●マイナンバーカード読み取りのしかた
トップ画面を表示しログインする



「マイナポイントアプリ」を起動し、メニューから「申し込む」をタッチします



マイナンバーカードの受取時に設定した「数字4桁のパスワード」を入力



スマートフォンの下へマイナンバーカードをセットし、カードを読み取ります

●マイナポイントを選択



申し込むすべての施策にチェックを入れて「〇つ選んで次へ」をタッチしてください

●マイナポイントをもらう



キャッシュレス決済サービスを選択

●申し込み情報の入力



・「決済サービスID(必須)」
・「セキュリティコード(必須)」
・電話番号の下4桁を入力

申し込み内容を確認し申し込む

※公金受取口座の登録が完了していない人は、案内メッセージが出ますので「登録をはじめ」をタッチしマイナポータルで口座の登録を行ってください。

マイナンバーカード業務を休止・縮小します 5/1(月)、5/2(火)、5/7(日)

【1階 特設会場】マイナンバーカードの交付はできません。
※申請サポートのみ実施
【2階 総合窓口課】マイナポイントの設定支援はできません。